

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

<富士河口湖町>

日本のシンボルである霊峰富士の北麓に位置する富士河口湖町(ふじかわぐちこまち)は、緑豊かな自然と山々に恵まれ、青木ヶ原樹海に代表される森林と原野で覆われ、その間に火山噴出物で堰き止められた4つの湖、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖があり、富士山の裾野には開けた青木ヶ原・富士ヶ嶺高原など広漠とした日本屈指の景勝地を形成している。

富士河口湖町は、山梨県の南東部に位置し首都圏の100KM圏内にあり、南は富士山の傾斜地、北は御坂山系に挟まれた高原のため冬季の冷え込みは厳しいものの、夏季は過ごしやすく、四季折々の美しい豊かな自然を求めて国内外から多くの人々が訪れる国際観光地である。

近年、交通高速網の充実により住民の生活圏が拡大しており、生活基盤整備はもとより、教育、文化、保健、医療、福祉などの分野においても広域的な視点に立った対応が求められてきている。



<鳴沢村>

鳴沢村は、富士山頂から大沢沿いに静岡県富士宮市と接する県境の村である。東は富士吉田市、南都留郡の富士河口湖町、北と西は富士河口湖町にそれぞれ接しています。

標高900メートルから1,200メートルの高冷地に集落地区と、富士山側に別荘を中心とした地区を形成している。年平均気温は10.8℃、年間降水量は1,217.5ミリメートルで、主として夏期に集中する多雨冷涼型だが、冬期の降雪量は比較的少ない土地柄である。初霜は10月初旬、遅霜は5月中旬。桜の開花は4月下旬で、甲府盆地より約20日程遅く咲く。8月中旬を過ぎるとススキの穂が見られ、虫の音が聞こえだす、秋の訪れの早い村である。



当会の管轄地域は富士河口湖町及び鳴沢村の2町村であり、管轄地域で災害が想定できるのは以下のハザードマップや地域防災計画を参照するのが最もわかりやすく、詳細は富士河口湖町及び鳴沢村のホームページ(以下「HP」という)に掲載されている。

<富士河口湖町の防災計画>

富士河口湖町は、南を富士山、北を御坂山系に挟まれ、富士五湖のうち4つの湖(河口湖、西湖、精進湖、本栖湖)を有し、地震、暴風、豪雨、豪雪、土砂災害、火山噴火など様々な自然災害が発生しやすい地

形・地質・気象条件下にある。

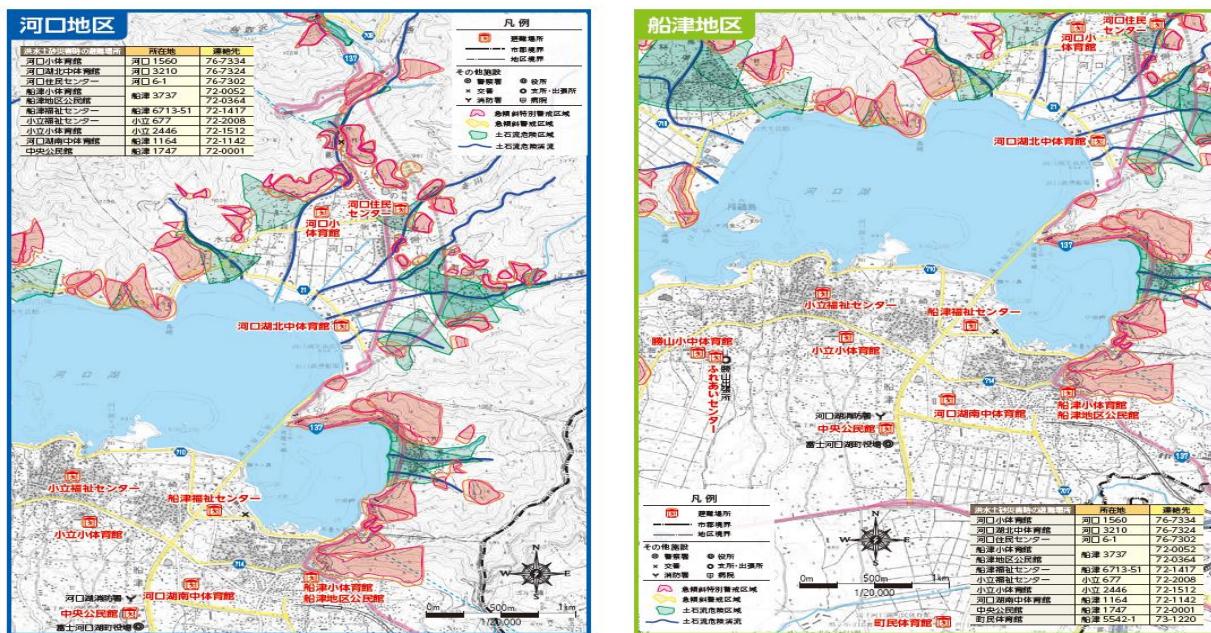
また、近年の社会・産業の高度化・複雑化・多様化に伴い、道路灾害、原子力災害、大規模な火災などの事故灾害についても、防災対策の一層の充実強化が求められている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですが、被害の軽減は、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であり、国、地方公共団体、公共機関、住民、それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより減災に努める必要がある。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震などの大規模な地震災害をはじめ、平成23年紀伊半島大水害、平成27年関東・東北豪雨、平成26年の豪雪（本町も被災）などの風水害、平成25年の伊豆大島の土石流や平成26年の広島市の土石流などの土砂災害、平成3年雲仙岳噴火、平成26年御嶽山噴火等の火山災害など、本町においても類似する災害も想定され、こうした近年の大規模な災害の経験を踏まえ、防災対策の強化を図る必要がある。

これらを踏まえて、「富士河口湖町地域防災計画」（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に計画する。

＜富士河口湖町総合防災計画のハザードマップの一部＞



＜鳴沢村の防災計画＞

鳴沢村及び周辺地域において発生が懸念されている災害として主に「東海地震」などの地震災害と、「富士山噴火」による火山災害があげられる。当村は東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されている。平成17年3月に政府の地震調査委員会により発表された予測では東海地震が今後30年以内に発生する確率は約84%とされており、当村にとっても対策が急務である。

富士山の噴火についても、平成12年10月に富士山の地下10～20kmにおいて低周波地震が急増し、その後一旦減少したものの富士山の火山活動を如実に現しており、富士山北麓の半分を村域とする当村にとって憂慮すべき現象である。

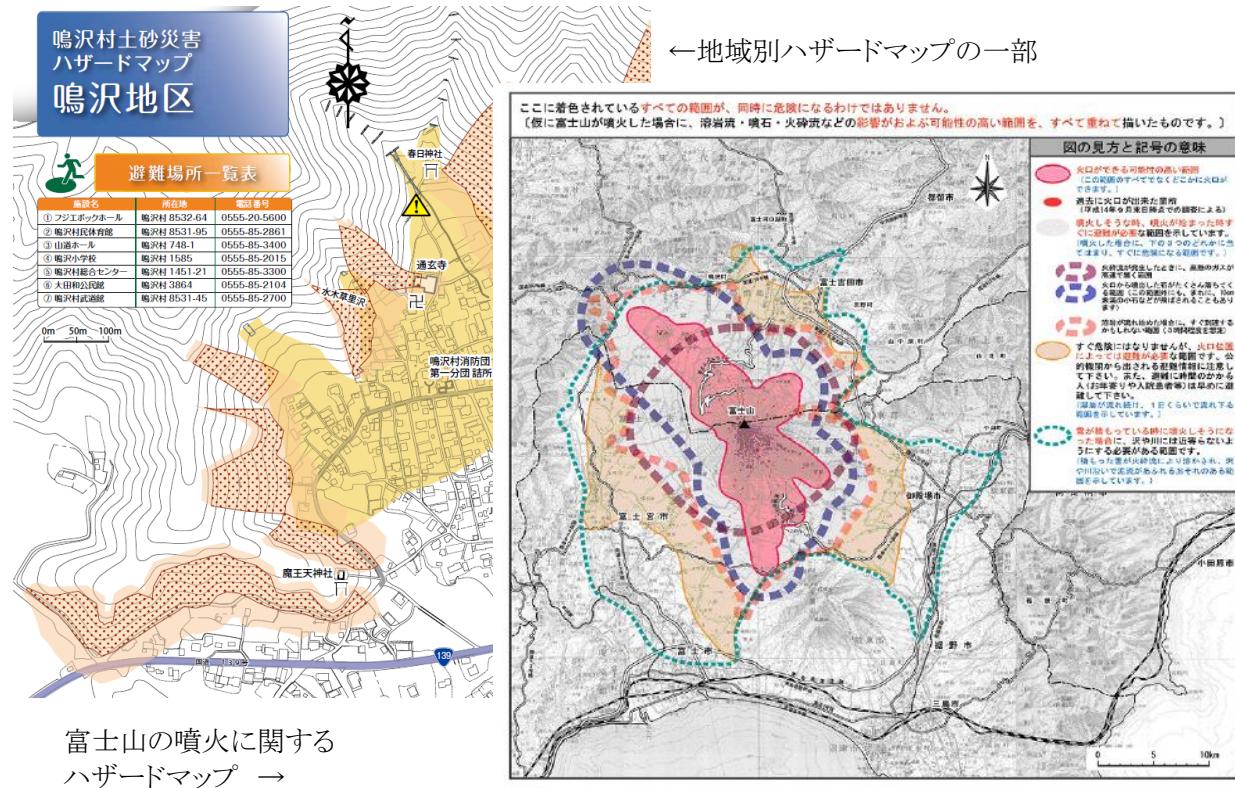
洪水被害については本村には河川湖沼がないため歴史的にも被害はない。また村の面積の90%以上を山林で占められているが、その大部分が恩賜林で裾野型の地形であるため山崩れ等の災害も少ない。しかし一部において急峻な地形もあり、近年の地球温暖化などによる降雨の一極集中により、土砂災害などが発生しないとは限らない。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せる

ものではなく、国、県、村、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「鳴沢村地域防災計画」(以下「防災計画」という。)は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本村の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、鳴沢村防災会議が策定する計画である。

<鳴沢村地域防災計画のハザードマップの一部>



<河口湖商工会>

商工業者数等の状況

河口湖商工会内の事業所数等のデータ(直近のもの)は、下表のとおりである。

(令和4年12月31日現在:山梨県商工会連合会基幹システム)

商工業者数	2,087人	商業者数	1,326人
		工業者数	761人
小規模事業者数	1,840人	商業者数	1,144人
		工業者数	696人
会員数	1,413人	商業者数	827人
		工業者数	504人
		定款会員数	22人
		小計	1,353人
		特別会員数	60人

河口湖商工会では、法律により認定された経営発達支援計画に基づいた経営指導のほか、金融・経

理・税務・労働などの経営改善普及事業を中心に行ってきた。しかしながら、小規模事業者の課題は多様化し、経営課題の根本的な解決や、経営の発達に直結する経営支援に至らないケースも多くなる傾向にある。そのため、当会として企業の経営発達に向けた支援体制を整備することが課題となっている。

そこで当会では、地域の強み・課題・まちづくりの方向性を踏まえ、山梨県、富士河口湖町、鳴沢村、地域金融機関、関係支援機関と連携し、小規模事業者の持続的発展に資する伴走型の支援体制を整備するとともに、個々の企業に合わせた事業計画策定や地域特性を活かした産業の活性化に向けた支援策の充実を図っている。

また、河口湖商工会は、地域総合経済団体として、「地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、合わせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定款に定めている。

小規模事業者に対する中長期的な振興の大きな柱となるのは、小規模事業者の「経営力向上のための個別支援」と、地域の行政・支援機関と連携した「地域振興」であり、次のような中長期的振興に向けた取り組みを基本とする。

事業継続力強化支援についても、富士河口湖町や鳴沢村の防災計画等に基づき、町村と協力して対応する。

II 課題

<富士河口湖町><鳴沢村><河口湖商工会>共通課題

小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」の中小企業被害状況報告については、詳細計画をこれから決めてゆくところである。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、富士河口湖町・鳴沢村・河口湖商工会が連携して被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染症発生期」と細分化する。)には速やかに拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時に、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※対象共済・保険制度

(火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、会員福祉共済、商工貯蓄共済、自動車共済、他)

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・富士河口湖町、鳴沢村、河口湖商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。
- ・令和2年9月に改定された「富士河口湖町地域防災計画」、及び令和4年1月に制定された「鳴沢村地域防災計画」に基づいて、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回や窓口での経営指導の際に、東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・町村広報や各HP、町村内回覧、商工会広報やHP等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対してBCP策定の重要性を説明し、山梨版BCP作成シートや全国連と東京海上日動火災(株)が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのBCPヒアリングシート、作成シート等を活用し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練、リスクファイナンス等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者等へ常に最新の正しい情報を周知する。
- ・事業者の携帯電話番号などの万が一の際に連絡の取りやすい情報を取得・把握・情報共有する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年3月までに基本計画は策定済み(小規模企業者支援法に基づく計画は作成中)

3) 関係団体等との連携

- ・専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハウを有する保険会社等と連携し事業者の支援にあたる。
- ・連携する東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の提供する事業所所在地のピンポイントのハザード情報を事業者に提供し、自然災害等の危険度を周知する。
- ・連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファインナス対策として各種保険(生命保険、損害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も行う。
- ・山梨中央銀行河口湖支店、都留信用組合河口湖支店・小立支店、山梨信用金庫河口湖支店と連携し、BCP策定の必要性を周知する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ

- ・BCPは策定してそのままになってしまうケースも多いことから、小規模事業者のBCP等の取り組み状況の確認を行う。また、必要があれば計画の変更についても支援する。
- ・事業継続力強化支援に関する打合せ会(構成:当町村、当会)を開催、状況確認や改善点を協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町村との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は必要に応じて実施する。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

(LINE 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を富士河口湖町・鳴沢村・河口湖商工会で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員への体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や、インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、各町村における感染症対策本部設置に基づき、河口湖商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・富士河口湖町・鳴沢村・河口湖商工会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

- ・職員自身による情報収集において、地域の防災無線、ラジオ、テレビ等で集めた情報を元に出勤をするか否かを判断する。

※警戒レベル3以上の際には自身の安全が確保でき次第出勤し、災害に対する準備活動を行う。

警戒レベル2以下の際には自身の安全を確認の上出勤し、情報収集を行う。

災害レベル別応急対策活動は下記のとおり(警戒レベルは、内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に作成)

警戒レベル 災害時における職員の応急対策活動内容

警戒レベル3以上 災害内容を把握し、情報伝達対応と町との避難準備等の連携協力をを行う

警戒レベル2以下 職員自身災害情報収集し、町村との連携協力と共に災害内容等の確認を行う
(豪雨における例)

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に勤務する。

- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

【被害規模状況の目安は以下を想定】

大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており確認がとれない。
-----------	---

被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、富士河口湖町・鳴沢村・河口湖商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
2週間～3週間	1日に1回程度共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回程度共有する
2ヶ月以降	1週間に1回程度共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。
- また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSVに出力した情報を県等に対して迅速に報告する。

【商工会災害システム把握及び入力情報】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者・家族・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・社長自宅(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額	(円)
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当町村又は当会は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当町村又は当会が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて、当町村又は当会より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当町村又は当会が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当町村又は当会より山梨県へ報告する。

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、富士河口湖町・鳴沢村と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

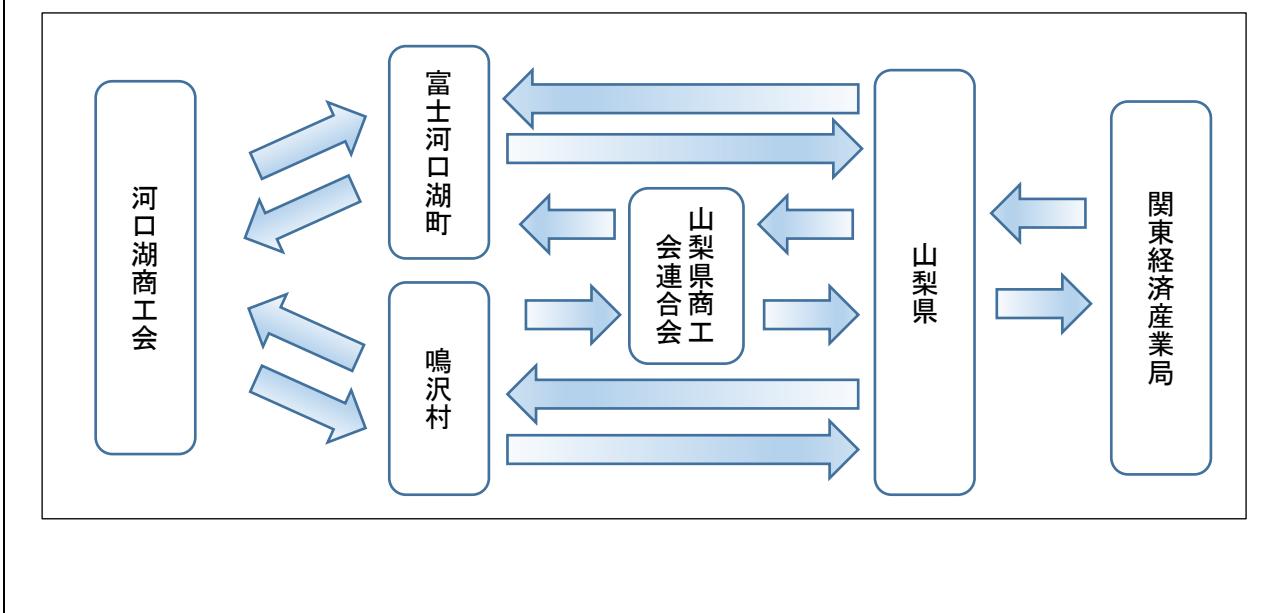
＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】



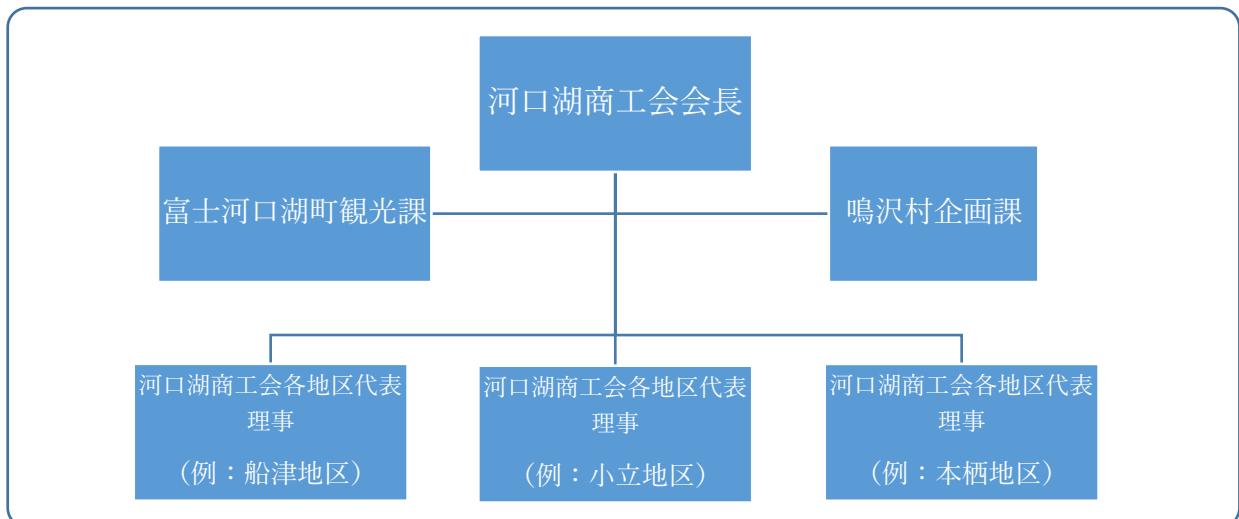
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 高橋維雄（連絡先は後述(3)①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

・本計画の具体的な取り組みの企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係町村連絡先

①商工会

河口湖商工会

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津2088-2

TEL:0555-73-1122 / FAX:0555-73-1123

E-mail:s-takahashi@shokokai-yamanashi.or.jp

②関係町村

(1)富士河口湖町役場 観光課

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津2088-2

TEL:0555-72-3168 / FAX:0555-72-0969

(2)鳴沢村役場 企画課

〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村1575

TEL:0555-85-2312 / FAX:0555-85-2461

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・チラシ等作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入、町村補助金、県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損保株式会社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 (山梨支店山梨第二支社) 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル2階 TEL:055-235-7428 / FAX:055-235-3669 (山梨支店富士吉田サテライトオフィス) 〒403-0007 山梨県富士吉田市中曾根1-4-29 TEL:0555-24-2661 / FAX:0555-72-0163 東京海上日動火災株式会社 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 (山梨支店) 〒400-0031 山梨県甲府市中央1-12-28 TEL:055-237-6211 / FAX:055-237-6213 山梨県火災共済協同組合 〒400-0032 山梨県甲府市1-12-37 TEL:055-235-7564 / FAX:055-235-7538 株式会社山梨中央銀行 〒400-8601 山梨県甲府市1-20-8 (河口湖支店) 〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津3639-5 TEL:0555-72-2244 都留信用組合 〒403-0004 山梨県富士吉田市2-19-11 (河口湖支店) 〒403-0022 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1376-1 TEL:0555-72-2131 (小立支店) 〒403-0022 山梨県南都留郡富士河口湖町小立8006-1 TEL:0555-72-2148 山梨信用金庫 〒400-0032 山梨県甲府市中央1-12-36 (河口湖支店) 〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津3639-25 TEL:0555-72-1171

連携して実施する事業の内容

- ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。
自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取り組みや対策(生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償、事業休業、共済加入等)の周知・説明を行う。
- ② 小規模事業者に対し、BCP の策定による実効性のある取り組みの推進等の支援及び助言を行う。
- ③ BCP 策定に向けての普及セミナーを開催する。

連携して事業を実施する者の役割

- ① 損害保険の見直し
- ② 災害想定時の復旧必要額算定によるBCP 計画等の紹介及び周知
- ③ BCP セミナーの開催

連携体制図等

